

韓国の施策概要

■ 施策枠組

総合計画

- 第3次海洋ごみ管理計画（詳細①）
- 第1次資源循環基本計画（詳細②）
- 第1次海洋ごみ及び汚染された海洋堆積物管理基本計画（詳細③）
- 第5次海洋環境総合計画

基本法制度 拡大生産者責任 (EPR)

- 海洋環境管理法
- 海洋ごみ及び汚染された海洋堆積物管理法

■ 資源循環

リデュース

- 生活廃棄物脱プラスチック対策
- 海洋プラスチック低減総合対策
- 資源の節約及びリサイクル促進法（詳細④）
- 使い捨てプラスチック製品の規制（詳細⑤）

リユース リサイクル

- 資源循環に関する枠組み法
- 資源の節約及びリサイクル促進法（詳細④）

マイクロ ビーズ

- 化粧品安全基準（詳細⑤）
- マイクロビーズの使用基準（詳細⑤）

代替素材

- 生分解性漁具の配布（詳細⑦）
- 生活廃棄物脱プラスチック対策

公共調達

■ 適正処理

廃棄物処理 体制

- 廃棄物管理法

流出防止

- 第3次河川及び河口国家行動計画

ごみ回収

- 海洋環境保護人（Marine environment keepers）（詳細⑥）
- 海洋ごみ回収国家事業（詳細⑥）

■ 横断的取組

技術開発

- マイクロプラスチック回収装置及び plastic-to-energy 技術開発に向けた研究開発プロジェクト（詳細⑦）

普及啓発 官民協力

- Adopt-a-beach事業（詳細⑧）
- 海洋ごみの意識啓発に向けた包括的計画（詳細⑧）

科学的知見 の蓄積

- 海洋ごみ国家モニタリングプログラム（詳細⑦）
- マイクロプラスチック分布モニタリング調査（詳細⑦）

国際協力

- NOWPAPを通じた海洋ごみデータの共有及び対応の検討
- 韓日・韓中海洋域の廃棄漁具の回収
- 「インドネシアにおける海洋ごみ対応の強化及び向上」プロジェクト

①韓国：第3次国家海洋ごみ管理計画

「海洋環境管理法」の第24条に従い、5年ごとに策定。第2次管理計画を評価し、より包括的な海洋ごみ対策を実施するため、発生抑制から回収、処理までを対象とした4つの戦略により構成されている。「G20海洋ごみ行動計画」で採択された対策の実施も目的としている。

策定年・期間	2018年12月策定、2019年～2023年対象
--------	--------------------------

目標等

- 各段階の海洋ごみ管理の強化、抑制を中心とした科学に基づいた管理施策
- 2023年までに海洋ごみの収集量を28%増加
- 2023年までに海洋ごみの量を33%削減

対策

戦略① 廃棄物の発生抑制（陸上・海上・海外由来の排出源管理の向上）

戦略② 回収及び運搬システムの強化（収集におけるブラインド・スポットの削減、地域の参加を推進する支援環境の構築、効率的な収集システムの構築）

戦略③ 処理及びリサイクルの加速化（処理インフラの改善及び管理の強化、リサイクルの基盤整備）

戦略④ 意識啓発の基盤整備（市民参加の増加、特化した教育の強化、国際協力の強化）

②韓国：第1次資源循環基本計画

「資源循環に関する枠組み法」に準じて循環経済への移行及び適正な廃棄物管理システムの構築を目的とした長期的計画及びロードマップ。循環システムを4つの段階（生産、消費、処分、リサイクル）に区分し、リサイクル前の廃棄物の排出量を削減し、自治体による地域的統合廃棄物管理の最適化の戦略を掲げている。

策定年・期間	2018年～2027年
--------	-------------

目標等

- 2027年までにGDP対廃棄物排出比率を20%削減
- 循環率を現状の70.3%から82%以上に引き上げ
- 最終処分率を現状の9.1%から3.0%以下に引き下げ

対策

製品のライフサイクル全体を通じた4つの主要な戦略

1. **生産**：循環アプローチによる製品製造段階における資源有効利用システムの構築
2. **消費**：使い捨て製品の最小化によるグリーン消費の推進
3. **処分**：ガバナンスによる廃棄物処理システムの強化
4. **リサイクル**：R&D事業や制度的支援を通じたプラスチックや電池を含むマテリアル・リサイクルの促進

③韓国：第1次海洋ごみ及び汚染された海洋堆積物管理基本計画

「海洋ごみ及び汚染された海洋堆積物管理法」に基づき策定。海洋に流入・投棄・放置された廃棄物の予防、回収・処理、リサイクルの体系的管理を目的としている。資源循環及びカーボン・ニュートラル・アプローチに基づいて様々な海洋ごみに関連する課題への対処を策定。

策定年・期間	2021年5月公表。2021年～2030年の対象期間。
--------	-----------------------------

目標等

- 海洋プラスチックごみの発生を、2030年までに60%削減、2050年までに「ゼロ」達成

対策

海洋ごみに関して以下の5つの戦略及び付随する16の課題、40の事業

戦略① 発生予防：海上・陸上・国外の排出源管理の強化

戦略② 回収・運搬システムの改善：回収ブラインドスポットの解消、官民協力及び地域参加の活性化、回収システムの効率化、処理インフラ及び管理の強化

戦略③ 処理・リサイクルの促進：リサイクルの基盤構築、ガバナンスの構築・運営及び管理の強化

戦略④ 管理基盤の強化：スマート管理基盤構築、海洋プラスチック管理基盤の構築、海洋排出管理基盤の構築、国際課題への対応及び協力の強化、財源確保

戦略⑤ 意識啓発の向上：国民の参加促進、カスタマイズされた教育の強化

④韓国：資源の節約及びリサイクル促進法

資源のリサイクル、廃棄物の適正な処理、及び資源の効率的利用が目的。製品を製造・輸入・販売する者は、包装容器廃棄物の発生を制御し、リサイクルを促進することが義務付けられている。政府はリサイクル可能な資源の分類・保管・収集に関するガイドラインの規定が可能。

開始年・期間	2002年2月4日施行、2018年12月24日改定（2019年12月25日発効）
--------	--

対象	
----	--

- 使い捨て製品
- 包装容器
- ポリ塩化ビニル、色付きPETボトル（市場に流通している代替製品が無い場合、又は食生活・医療に関係している場合は除外）（2018年の改定で追加対象）

内容	
----	--

- 対象事業者（食事提供施設、スーパー等）による使い捨て製品の無料配布の禁止、違反の場合の罰金

※ 2018年の改定により以下の項目を追加

- リサイクル性（recyclability）に応じて、包装容器の材料及び構造の分類・評価、製品ラベルにおける評価分類の表記
- PVC製品及び色付きPETボトル（飲料用のみ）の禁止

⑤韓国：リデュース、マイクロビーズに関する取組

対策・取組み	時期	対象	内容
使い捨てプラスチック製品の規制	2027年まで	レジ袋、コップ、ストロー	●対象製品を2027年までに段階的に禁止
化粧品安全基準	2017年制定	5mm以下のマイクロプラスチックを含む化粧品	●対象となる化粧品を全て禁止
マイクロビーズの使用基準	2021年制定	国内及び海外で製造された洗剤類	●対象製品におけるマイクロビーズの使用禁止

⑥韓国：ごみ回収に関する取組

対策・取組み	対象	内容
国際沿岸クリーンアップ日の実施	沿岸ごみ	●毎年9月の第三金曜日に様々な関係者による海岸におけるごみの清掃活動
沿岸クリーンアップ日（国内）	沿岸ごみ	●海洋水産部と韓国海洋環境管理公団（KOEM）による、毎月第三金曜日に12地域におけるごみの清掃活動
海洋環境保護人（Marine environment keepers）	沿岸ごみ	●海洋水産部が沿岸住民に沿岸の管理を任命し、海岸のプラスチックごみの清掃活動の資金を援助
海洋ごみ回収国家事業	沿岸、国家港湾、漁港、離島	●ごみ回収用船舶による国家港湾及び漁港での定期的な海洋ごみの回収 ●海洋水産部による定期的な海底ごみの分布モニタリング及び海底ごみが多く存在する場所での回収事業

⑦韓国：代替素材、技術開発、科学的知見の蓄積に関する取組

対策・取組み	期間	内容
サーキュラーエコノミー・フォーラム	2021年3月	●環境部が主催し、様々な分野の関係者がプラスチック製品の環境に配慮したデザインや家電・電池のリサイクル促進対策について協議
生分解性漁具の配布	—	●海洋水産部による環境に配慮した漁網やブイの開発及び漁業者への提供
マイクロプラスチック回収装置及びplastic-to-energy技術開発に向けた研究開発プロジェクト	2021年～2024年	●海岸に存在するマイクロプラスチックを効果的に回収する装置及び海洋プラスチックごみをエネルギー源として使用出来る技術・施設の開発
海洋ごみ国家モニタリングプログラム	2008年以降	●海洋ごみの量及び発生源を把握するため、40カ所でモニタリング実施
マイクロプラスチック分布モニタリング調査	2021年開始	●海洋環境におけるマイクロプラスチック量を把握するため、海面、沿岸、海洋生物、海洋堆積物において調査

⑧韓国：普及啓発、官民協力に関する取組

対策・取組み	期間	内容
海洋環境教育に関する総合計画	2021年策定予定、 対象期間は2021年 ～2025年	●「環境教育推進法」に基づき、海洋ごみに関する意識啓発及び海洋環境の保護を促進するため、市民向けオンライン教育事業の実施
海洋ごみの意識啓発に向けた包括的計画	毎年策定	●海洋水産部と韓国海洋環境管理公団（KOEM）が協同し、海洋ごみに関する教育を国民に提供するためのキャンペーンや民間企業との協同事業
民間企業との協同事業	—	●KOEMが大手2社と、海洋プラスチックごみのリサイクル推進や国民に向けたキャンペーン、清掃活動等の活動を実施する覚書を締結
“Adopt-a-beach”事業	—	●民間団体による沿岸ごみの清掃活動を促進するため、海洋水産部が団体と海岸をマッチングする仕組み（計画中）